

○甲斐市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成30年9月28日

告示第268号

甲斐市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成16年甲斐市告示第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）の成年後見制度の利用を支援することにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 この告示による支援を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項の規定に基づき、本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の規定に基づき、本市以外の市町村が保護を決定し、実施している者

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定に基づき、本市以外の市町村が措置を決定し、実施している者

(2) 介護保険法第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者

(4) 生活保護法第19条の規定に基づき、本市が保護を決定し、実施している者

(5) 老人福祉法第11条第1項の規定に基づき、本市が措置を決定し、実施している者

(6) その他市長が必要と認める者

(支援の種類)

第3条 支援の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 市長による後見、補佐又は補助等の審判の申立て（以下「市長申立て」という。）

(2) 市長申立てに係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料及び鑑定料等（以下「申立て費用」という。）の負担

(3) 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬の助成

(市長申立てに係る審判の種類)

第4条 市長申立てに係る審判の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 後見開始の審判（民法第7条）

(2) 保佐開始の審判（民法第11条）

(3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第13条第2項）

(4) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第876条の4第1項）

(5) 補助開始の審判（民法第15条第1項）

(6) 補助人に同意権を付与する審判（民法第17条第1項）

(7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第876条の9第1項）

(市長申立てに係る調査及び対象者)

第5条 市長申立てを行うに当たり、対象者について次に掲げる事項を調査しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。

(1) 対象者の判断能力の程度

(2) 対象者の生活状況、健康状態、精神状態及び虐待の有無

(3) 対象者の配偶者及び2親等以内の親族の有無

(4) 前号に掲げる親族がいる場合において、当該親族による対象者の保護の可能性及び審判の請求を行う意思の有無

(5) 対象者に対する各種サービスの利用及びこれに付随する財産管理など日常生活における支援の必要性

2 市長は、前項の規定に基づく調査を実施した結果、次の各号のいずれかに該当し、かつ、成年後見人等の選任が必要であると判断したときは、市長申立てを行うことができる。

(1) 対象者に配偶者及び2親等内の親族（以下この項において「親族等」という。）がない場合

(2) 対象者に親族等がいる場合であっても、音信不通の状態である、又は当該親族等に審判の請求の意思がない場合

(3) 対象者に親族等がいる場合であっても、虐待その他の事由により対象者の保護を図る必要があると判断した場合

（申立て費用の負担）

第6条 申立て費用については、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、市が負担するものとする。

2 市長は、前項の規定により負担した申立て費用について、審判が下され、成年後見人等が選任されたときは、家事事件手続法第28条第2項の規定により、成年後見人等を通じ、対象者の資産から申立て費用の返還を求めることができる。ただし、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該費用の全部又は一部についてその負担を請求しないものとする。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 活用できる資産及び貯蓄がなく、申立て費用を市が負担しなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある場合

（成年後見人等に対する報酬の助成対象者）

第7条 成年後見人等に対する報酬の助成を受けることができる者（以下「報酬助成の対象者」という。）は、民法に規定する成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 成年後見人等に対する報酬の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者

(3) 成年後見人等に対する報酬を負担することで、生活保護法による要保護者となる

者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、報酬助成の対象者とならない。

(1) 負担能力のある親族（民法第725条に規定する親族をいう。以下同じ。）に扶養されている者

(2) 親族が成年後見人等に選任されている者

（報酬の助成額）

第8条 成年後見人等に対する報酬の助成額（以下「報酬助成金」という。）は、家庭裁判所による審判において決定された報酬の額の範囲内とし、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を上限とする。

(1) 成年被後見人等の生活の場が居宅の場合 月額28,000円

(2) 成年被後見人等が施設等に入所している場合又は病院又は診療所に入院している場合 月額18,000円

（報酬助成金の申請）

第9条 前条に規定する報酬助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲斐市成年後見人等報酬助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 登記事項証明書又は後見等開始の審判書の写し

(2) 報酬付与の審判決定書の写し

(3) 収入及び資産の状況が確認できる書類（生活保護受給者は除く。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、家庭裁判所による当該報酬の付与についての審判の決定があった日の翌日から起算して2月以内とする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

（報酬助成金の交付決定）

第10条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、助成の可否を決定したときは、甲斐市成年後見人等報酬助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(報酬助成金の請求)

第11条 前条により交付決定の通知を受けた申請者は、甲斐市成年後見人等報酬助成金請求書(様式第3号)により市長に請求するものとする。

(報酬助成金の交付)

第12条 報酬助成金の交付は、前条の請求書に指定された口座に振り込むものとする。

(報酬助成金の返還)

第13条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により報酬助成金の交付を受けたときは、既に交付した報酬助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(甲斐市成年後見審判申立審査会)

第14条 市長申立ての適否及び審判の種類を審査するため、甲斐市成年後見審判申立審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会の委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福祉部長
- (2) 子育て健康部長
- (3) 福祉課長
- (4) 長寿推進課長
- (5) 子育て支援課長
- (6) 健康増進課長

3 審査会に会長を置き、会長は、福祉部長をもって充てる。

4 会長は、会務を掌理し、審査会を代表する。

5 会長に事故あるときは、福祉課長がその職務を行う。

(審査会の議事)

第15条 審査会の会議は、関係課長の要請により会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

5 審査に当たっては、対象者及びその家族並びに主治医その他の専門家の意見を聴くものとする。

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。